

一般社団法人知識流動システム研究所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人知識流動システム研究所と称し、英文名は、**Knowledge Mobility based System Institute** とする。略称は **KMS** とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、専門的な知識の流動に関する研究と、その成果に基づいて専門的な知識の流動を促進するための活動を行う。これにより、研究開発の発展および研究開発への理解増進に貢献するだけでなく、知識流動を継続させる次世代人材の育成ならびに知識の再構築に貢献すべく、次の事業を行う。

- (1) 専門的な知識の流動に関する研究会、講演会、シンポジウム等の企画運営
- (2) 専門的な知識の流動に関する民産学公官の交流の場の創設
- (3) 専門的な知識の流動に係わる共同研究
- (4) 専門的な知識の流動の研究成果報告および流動化促進に資する教材等の出版活動
- (5) 専門的な知識の流動を促進するための教育に係る講師等の派遣
- (6) 専門的な知識の流動の教育方法や教材の開発
- (7) 専門的な知識の流動に係るコンサルティング
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報公告において行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条

当法人の会員は次の二種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人または団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称並びに住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、総社員に対し、会日の 1 週間前までに書面または電磁的方法にて発する。ただし、書面または電磁的記録の方法による議決権の行使を認める場合は 2 週間前までに発するものとする。

4 当法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを通じての電子メールなどの電磁的方法で開示することにより、社員に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(書面又は電磁的方法による議決)

第 19 条 やむを得ない事由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

2 前項の場合に、電磁的方法による議決権の行使が認められた場合には、正会員は、当法人の承諾を得て、議決権行使に記載すべき事項を、インターネットを通じての電子メールなどの電磁的方法により、当法人に提供して議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人との事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 29 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した

ときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 基金

(基金の抛出等)

第 38 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類につい

ては、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第44条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 顧問

第46条 理事会の決議により、顧問を置くことができる。

附則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年9月30日までとする。
- 2 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。
- 3 当法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 西村由希子、小泉周、大崎章弘、天元志保
設立時監事 隅蔵康一

4 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

西村由希子

隅蔵康一

小泉周

大崎章弘

天元志保

平成 28 年 10 月 5 日